

令和8年7月16日

お 知 ら せ

課名	障害福祉課
担当	藤本、杉能
内線	3601、3615
直通	086-226-7343

令和8年度第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会を開催します

県では、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の審議等を行うため、岡山県障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会を次のとおり合同で開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時 令和8年7月23日（木） 10：00～11：30

2 会 場 ピュアリティまきび 白鳥
（岡山市北区下石井二丁目6番41号）

3 委 員 別紙のとおり

4 議 題

（1）「第5期岡山県障害者計画」の改定について

5 備 考

- ・会議は原則として公開します。ただし、会議の中で非公開の決定をした事項の審議は非公開とします。
- ・傍聴人数は5名程度(先着順)とします。（報道関係者は除きます。）
- ・傍聴の受付は、会議開始30分前から会場入口にて行い、定員になり次第、受付を終了します。

**「岡山県障害者施策推進審議会」「岡山県自立支援協議会」
委員名簿**

任期：～令和10年5月31日

	氏 名	職 名	施策推進 審議会	自立支援 協議会
1	石原 秀郎	岡山県自閉症協会理事長	○	○
2	伊山 義晴	岡山県難病団体連絡協議会会長	○	○
3	江口 美恵子	岡山県立岡山西支援学校校長	○	○
4	片岡 美佐子	岡山県視覚障害者協会会長	○	
5	亀井 真紀	公募委員	○	
6	菅田 小百合	岡山県盲ろう者友の会会長	○	
7	来住 由樹	強度行動障害支援部会会長		○
8	阪井 ひとみ	岡山県精神障害者家族会連合会理事長	○	○
9	高戸 仁郎	岡山県立大学保健福祉学部教授	○	○
10	田中 美保子	岡山県手をつなぐ育成会会長	○	○
11	中島 洋子	まな星クリニック名誉院長	○	○
12	永田 拓	人材育成部会会長		○
13	萩原 義文	就労継続支援A型事業所協議会理事長・就労支援部会会長	○	○
14	福嶋 啓祐	岡山県医師会常任理事		○
15	福田 司	岡山県議会議員	○	
16	藤田 勉	岡山県身体障害者福祉連合会会長	○	○
17	古澤 一成	吉備高原医療リハビリテーションセンター院長	○	
18	水田 健一	岡山県社会福祉協議会常務理事	○	○
19	森 昌士	高梁市健康福祉部長	○	
20	森近 麻衣	公募委員	○	
21	薬師寺 明子	美作大学生生活科学部教授	○	

岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会 傍聴要領

標記会議に関する傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則公開ですが、出席委員の3分の2以上の多数の議決をもって非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は5名程度（先着順）としますが、会議室の制約上、5名以内であっても傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。
- (3) 傍聴の受付は、開始30分前から会場入口にて行い、定員になり次第、受付を終了します。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い、傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携行している場合
- (3) その他会議の公正かつ円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、会場内において次のことをしてはいけません。

- (1) 開議後、みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食又は喫煙すること。
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯用電話装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の支障となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その指示に従わないときは、退場していただきます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。